

表2-6 板厚補修基準(1,000k1未満タンク用)

| 補修部位                    | 準 特 定 タ ン ク  |           |   | 小規模タンク                                    |
|-------------------------|--|-----------|---|---|
|                         | 新 令 タ ン ク  | 旧 令 タ ン ク |   |   |
|                         |  | 新基準タンク    | 旧 基 準 タ ン ク   |   |
| 準特定タンクの底部で側板内面から500mm以内 | ① 細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が設計板厚の80%以下となる場合   | 同 左       | 同 左   | _____                                     |
|                         | ② 目視試験の結果、次式により算出された値(以下t値という。)未満となる場合。<br><br>$t = XY + C$ t:最小必要板厚   X:腐食率<br>Y:次期開放検査予定期日までの年数<br>C:3.2 | 同 左       | 同 左   | _____                                     |
|                         | ③ 定点測定又は細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値がt値未満となる場合   | 同 左       | 同 左   | _____                                     |
|                         | ④ 板厚が規則第20条の4の2第2項第4号の規定(保有水平耐力)の基準に適合しない場合  | 同 左       | _____   | _____                                     |
| 準特定タンクの底部で側板内面から500mm以外 | 上記①~③の場合   | 同 左       | 同 左   | _____                                     |
| 小規模タンクの底板部              | _____  |           |   | ①~③の場合<br>ただし、100K1未満タンクについては3.2mm未満となる場合 |
| 側 板                     | 規則第20条の4の2第2項第2号の規定(側板に生ずる常時の円周方向引張応力)に適合しない板厚となった場合。  | 同 左       | 原則として、告示第4条の21の規定(次式)により算出された値未満となる場合。<br><br>$t = \frac{D(H-0.3)\rho}{0.204S} + C$   | 同 左                                       |
|                         | 規則第20条の4の2第2項第3号の規定(側板に生ずる地震時の軸方向圧縮応力)に適合しない板厚となった場合。  | 同 左       | t:最小必要板厚(mm)   D:タンクの内径(m)<br>H:最高液面高さ(m)   ρ:貯蔵する危険物の比重(g/cm <sup>3</sup> )<br>S:材料の規格最小降伏点又は0.2%耐力の60%の値(N/mm <sup>2</sup> )<br>C:くされ代(mm)<br>ただし、最下段は1.18倍とすること。 |   |
|                         | 厚さ3.2mm未満となる場合   | 同 左       | 同 左   | 同 左                                       |
| 屋 根 板                   | 厚さ3.2mm未満となる場合   | 同 左       | 同 左   | 同 左                                       |